

【現行】

(1) 酒田市光ヶ丘野球場
ア 野球場使用料

使用区分		使用料	
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	高校生以下	1時間につき 540円
		一般	1時間につき 1,080円
	入場料を徴収する場合	高校生以下	1時間につき 1,080円
		一般	1時間につき 2,160円

イ 附属施設設備使用料

使用区分		使用料	
会議室	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 160円	
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	1時間につき 480円	
屋内練習場	全部又は一部を単独で使用する場合	高校生以下 全面	1時間につき 480円
		高校生以下 半面	1時間につき 240円
		一般 全面	1時間につき 970円
		一般 半面	1時間につき 480円
	上記以外の場合	中学生以下	1人1回につき 50円
		高校生	1人1回につき 100円
一般		1人1回につき 210円	
スコアボード	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 370円	
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	1時間につき 1,130円	

摘要 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

ウ 電気使用料

使用区分	使用料	
夜間照明設備	全灯使用	1時間につき 5,150円
	半灯使用	1時間につき 2,580円
屋内練習場	全面全灯使用	1時間につき 510円
	全面半灯使用	1時間につき 250円
	半面全灯使用	1時間につき 250円
	半面半灯使用	1時間につき 140円

【令和元年10月1日改正】 消費増税内容

(1) 酒田市光ヶ丘野球場
ア 野球場使用料

使用区分		使用料	
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	高校生以下	1時間につき 550円
		一般	1時間につき 1,100円
	入場料を徴収する場合	高校生以下	1時間につき 1,100円
		一般	1時間につき 2,200円

イ 附属施設設備使用料

使用区分		使用料	
会議室	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 160円	
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	1時間につき 490円	
屋内練習場	全部又は一部を単独で使用する場合	高校生以下 全面	1時間につき 490円
		高校生以下 半面	1時間につき 250円
		一般 全面	1時間につき 990円
		一般 半面	1時間につき 490円
	上記以外の場合	中学生以下	1人1回につき 50円
		高校生	1人1回につき 110円
一般		1人1回につき 220円	
スコアボード	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 380円	
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	1時間につき 1,150円	

摘要 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

ウ 電気使用料

使用区分	使用料	
夜間照明設備	全灯使用	1時間につき 5,240円
	半灯使用	1時間につき 2,620円
屋内練習場	全面全灯使用	1時間につき 520円
	全面半灯使用	1時間につき 260円
	半面全灯使用	1時間につき 260円
	半面半灯使用	1時間につき 140円

【令和2年4月1日改正】 使用料見直内容

(1) 酒田市光ヶ丘野球場
ア 野球場使用料

使用区分	使用料
高校生以下	1時間につき 1,100円
一般	1時間につき 2,200円

→入場料を徴収する場合等は割増料金となります。

ウ 屋内練習場

(ア) 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分	使用料	
高校生以下	全面	1時間につき 290円
	半面	1時間につき 140円
一般	全面	1時間につき 590円
	半面	1時間につき 290円

(イ) (ア) 以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

備考 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

→会議室及びスコアボードは、ア 野球場使用料に含まれます。

イ 夜間照明設備使用料

使用区分	使用料
全灯使用	1時間につき 2,610円
半灯使用	1時間につき 1,300円

→屋内練習場の電気使用料は、ウ(ア) に含まれます。